

令和4年1月19日
福井県並行在来線準備㈱

福井県並行在来線準備株式会社鉄道線の鉄道事業 再構築実施計画の認定および鉄道事業の許可について

令和3年12月27日付けで当社、福井県および沿線市町から国土交通大臣に申請した鉄道事業再構築実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第2項に基づき、令和4年1月19日付けで認定されました。

この認定により、当社は、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴ってJR西日本から経営分離される並行在来線のうち、福井県内区間における鉄道事業の許可を受けたものとみなされ、開業と同時に旅客鉄道事業を経営できることとなります。

また、同計画の認定により、(独)鉄道・運輸機構は、当社に出資[※]することが可能になります。

当社としては、引き続き、福井県および沿線市町と連携を密にしながら、地域に密着した県民鉄道の運営に向け、開業準備を進めてまいります。

※ 「北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業遅延に伴う並行在来線福井県区間の影響軽減連絡調整会議」(福井県、当社、国土交通省、(独)鉄道・運輸機構、JR西日本で構成)において、北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業遅延による並行在来線福井県区間の影響軽減措置に関して、当社に対し、(独)鉄道・運輸機構からの出資による支援を行うことで合意していました。

【概要】

○申請者

福井県並行在来線準備株式会社、福井県、福井市、敦賀市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町

○事業構造の変更の内容

(現行) 第一種鉄道事業者：西日本旅客鉄道株式会社

(変更) 第一種鉄道事業者：福井県並行在来線準備株式会社

※変更の際し、鉄道線の運営に必要な鉄道施設・鉄道用地・車両をJR西日本から当社に対し、開業時に有償譲渡する。

○計画期間

約13年間（令和4年3月1日～令和17年3月31日）

【問い合わせ先】

福井県並行在来線準備㈱ 総務企画課
久世、秦
電話 0776-20-2300、0776-20-0294

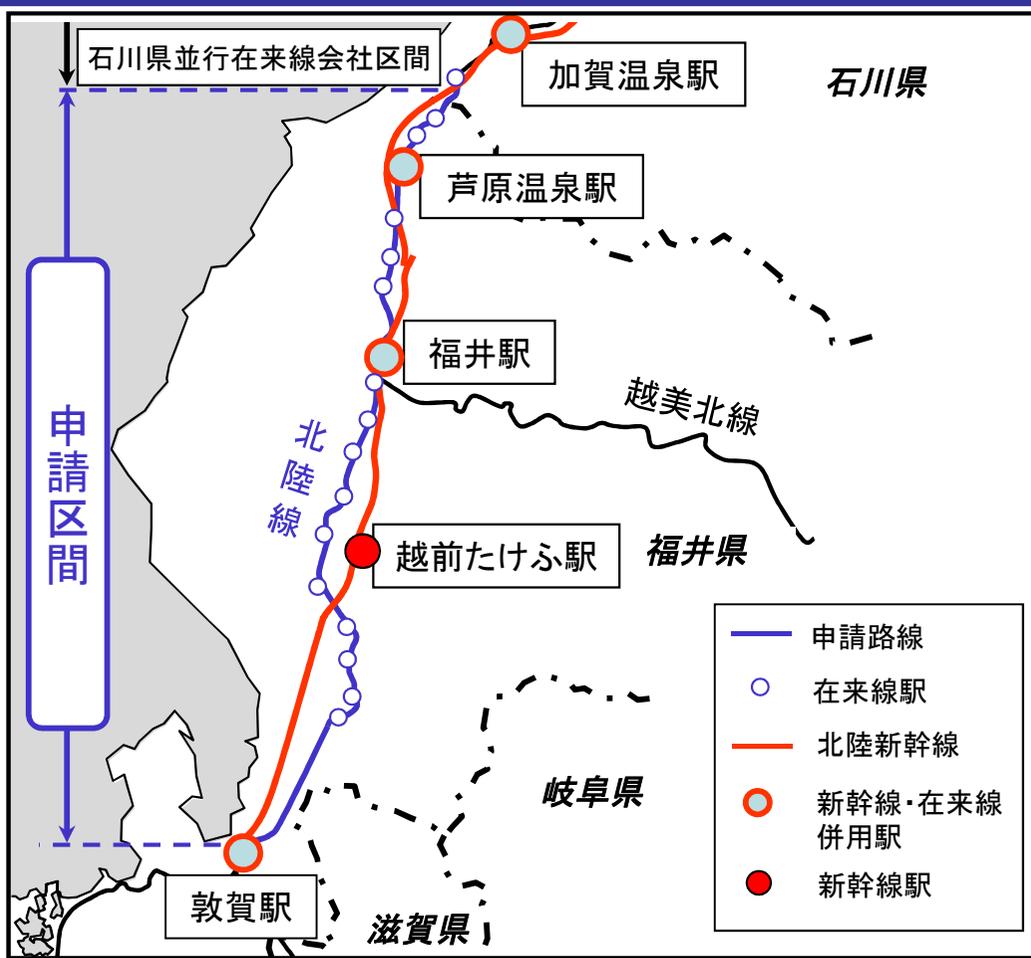
福井県並行在来線準備(株)からの鉄道事業再構築事業認定について

(北陸新幹線(金沢・敦賀間)開業遅延に伴う並行在来線への影響軽減方策)

○ 福井県並行在来線準備会社等から申請のあった鉄道事業再構築実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第2項に基づき、令和4年1月19日付で国土交通大臣認定を実施。

○この認定により、準備会社は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業に伴ってJR西日本から経営分離される並行在来線のうち、福井県内区間における鉄道事業のみなし許可を受け、開業と同時に旅客鉄道事業を運営できることとなる。また、同計画において、(独)鉄道・運輸機構による出資が位置付けられていることから、諸手続きを経た上で、同機構による出資※が受けられることとなる。

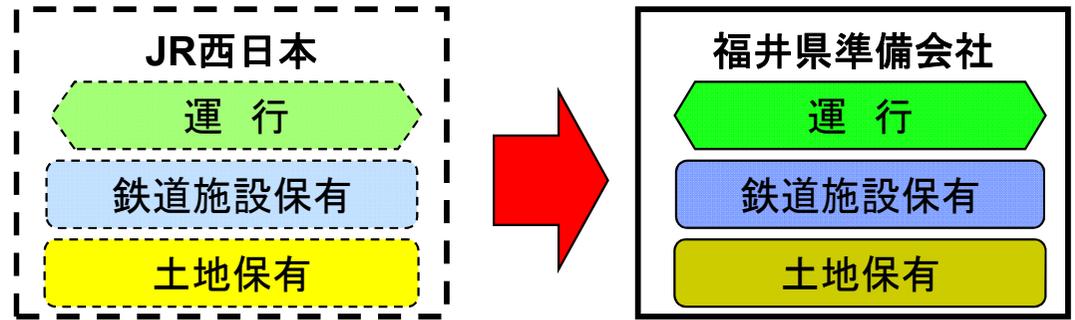
※ 「北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業遅延に伴う並行在来線福井県区間の影響軽減連絡調整会議」(福井県、準備会社、国土交通省、(独)鉄道・運輸機構、JR西日本で構成)において、北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業遅延による並行在来線福井県区間の影響軽減措置として、準備会社は、同法に基づく(独)鉄道・運輸機構からの出資による支援を受けることとしていた。



申請概要

申請区間	福井県並行在来線準備(株)鉄道線
申請者	福井県並行在来線準備(株)、福井県、7沿線市町
駅数	18駅(石川県内の大聖寺駅を除く)
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月27日:再構築事業実施計画認定申請 令和4年 1月19日:再構築事業実施計画認定 令和4年中 :鉄道・運輸機構による出資 令和5年度末 :開業

再構築事業実施スキーム



(事業の実施主体の変更)

【参考】開業遅延に伴う並行在来線への影響軽減方策に係るこれまでの経緯

これまでの経緯

R2.12

与党整備新幹線建設推進PT決議

「金沢・敦賀間の完成・開業時期の遅延に伴い関係地方自治体等に生じる影響に対し、国土交通省をはじめ、政府全体で適切な支援措置を講じること」

同決議への国土交通大臣の受け止め

「当該遅延により、事業の円滑な実施に直接支障が伴うこととなる並行在来線については、鉄道・運輸機構から並行在来線会社への支援措置について関係者と調整を行う」

R3.1
~R3.4

「北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業遅延に伴う並行在来線福井県区間の影響軽減連絡調整会議」開催(計3回)、影響軽減措置は、鉄道・運輸機構から福井県並行在来線会社に対する出資による支援による旨を確認(4月)

R3.11

福井県より福井県並行在来線地域公共交通計画※送付

※地域公共交通活性化再生法に基づき、自治体が主体となり策定する計画(国土交通大臣に送付)、同計画に、鉄道事業再構築事業実施計画を策定する旨が盛り込まれている。

駅一覧(赤字は新幹線乗換駅)

